

新型コロナウイルス感染症の影響により

次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

【保険料の減免対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、組合員様が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員様の収入が減少し、その割合が基準を超える世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除または 1/2 の額を減額**

組合員様の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

保険料減免額は、収入の減少率により以下の通りです。

事業収入等に係る減少率	保険料減免割合
5 / 10 以上	全額
5 / 10 未満 3 / 10 以上	1 / 2

- ・建設国保の保険証をもつ世帯員(組合員+扶養者)の 2021 年合計所得が 1,000 万円以下であること、確定申告もしくは源泉徴収をされていること。

○申請には収入を証明する書類が必要です。事業形態により必要書類が異なりますので、右図、もしくは[ホームページ「減免申請のご案内」](#)をご確認の上、[申請用紙の印刷](#)をご利用ください。

○減免される期間は令和 4 年 10 月～12 月分までが対象で、納入済の国民健康保険料と介護保険料、後期高齢者支援金を減免分還付致します。

○減免の申請期限は、令和 5 年 3 月 10 日 (金) です。

種別	前年書類	今年書類
法人代表者	2021 年分 源泉徴収票の写し	2022 年分 源泉徴収票の写し
個人事業主	税務署押印のある	税務署押印のある
一人親方	2021 年分確定申告 の写し	2022 年分確定申告 の写し (もしくは収 支内訳書等)
従業員	2021 年分 源泉徴収票の写し	2022 年分 源泉徴収票の写し